

警視庁総理大臣官邸警備隊運営規程

訓令甲第17号
存続期間
平成14年3月29日

(目的)

この規程は、警視庁総理大臣官邸警備隊（以下「総理大臣官邸警備隊」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(準拠)

総理大臣官邸警備隊の運営については、別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(任務)

総理大臣官邸警備隊は、総理大臣官邸（以下「官邸」という。）内の警備その他官邸直近における突発的警備事案対策に当たることを任務とする。